

「歴史文化基本構想」に関して

1. これまでの経緯と策定の状況

平成 19 年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書で提言されたもので、その後、国としても構想の策定を推進。

【文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成 19 年 10 月 30 日）】

- ・各市町村において、住民などの参加を得て、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想（「歴史文化基本構想」）が策定されることが重要である
- ・幾つかの地域において、モデルケースとして基本構想の策定を行い、その方向性や課題を明らかにしていく必要がある。また、その成果を踏まえつつ、地方公共団体が基本構想を策定できる根拠となる規定を、今後、法律に設けることを早急に検討する必要がある

- ・ 委託事業 平成 20 年度～22 年度
- ・ 支援事業 平成 27 年度～
- ・ 事業支援 平成 29 年度～
- ・ 策定技術指針（平成 23 年度）、策定ハンドブック（平成 25 年度）
- ・ 2020 年までに 100 地域の策定を目指すこととしている

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
策定件数	4	3	19	4	0	5	4	7	14	23 予定
（累計）	(4)	(7)	(26)	(30)		(35)	(39)	(46)	(60)	(83 予定)
策定支援数	20	20	19	-	-	-	-	18	48	62

※平成 29 年度の策定件数は、策定支援事業による策定予定の件数。

※平成 29 年度の策定支援数に改訂のための支援件数は含まない。

・ 歴史文化基本構想の内容

- (1) 「歴史文化基本構想」策定の目的・行政上の位置づけ
- (2) 地域の歴史文化の特徴
- (3) 文化財把握の方針
- (4) 文化財の保存・活用の基本の方針
- (5) 関連文化財群に関する事項（※）
- (6) 歴史文化保存活用区域に関する事項（※）
- (7) 保存活用（管理）計画作成に関する考え方（※）
- (8) 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

※は選択的事項

2. 歴史文化基本構想の「策定」の現状と課題

＜ア. 策定自治体が歴史文化基本構想を策定した理由＞

基本的な方針・理念などが整理されることが文化財行政の推進のために必要であったため、といった声が多い。

- ・文化遺産を保護・活用していくための基本的な理念を策定していなかったため
- ・ある文化財の保存活用を進めるにあたって、市の文化財保護行政の現状と課題の把握したところ、市全体の文化財保護にかかわるマスタープランが存在していないことが一つの課題であるとの認識に至ったため
- ・歴史文化を活かしたまちづくりを計画的・継続的に推進するためには、基礎となるマスタープランが必要だったため
- ・少子高齢化と人口減少による地域活力の減退、地域文化の喪失が危惧されたため
- ・合併して新たな市が誕生した際、文化財保護の指針となる計画が必要だったため
- ・〇〇村における文化財の状況を把握し、エリアごとの特徴を抽出し、保存活用の計画に反映させるため

＜イ. 策定していない自治体の策定しない・できない理由＞

策定していない市町村の多くが、現状業務で精一杯（もしくは現状でも対応が困難）であることから、人材不足及び予算不足が策定できない理由にあがる。また、策定にかかる具体的なメリットや法的根拠がないことから住民や庁内で説明できないことやその調整が困難なことなどがあがる。

（策定しない主な理由など（課題・問題点））

- ・策定の必要性は理解しているが、策定に取り掛かる人材が不足／人員が不足、策定の余裕がない（同意見多数）
- ・全庁的な取組がないこと／企画、観光など市長部局の理解と連携体制の構築が課題
- ・作成にあたっての具体的なノウハウの不足
- ・基本構想自体には法的な強制力もないため、作った後のメリット・デメリットがわかりづらい。単なる理念だけのものになる可能性がある
- ・策定後の（歴史文化基本構想の）活用方法の曖昧さ

3. 歴史文化基本構想の策定後の取組推進に関する課題

人材不足や予算不足により、策定したものの具体的な施策ができないといった課題があがっている。また、構想を具体化するためにどのように連携を強化し事業化していけばよいか等、策定後の施策の実施については様々な悩みがあげられる。

（意見・課題等）

- ・歴史文化基本構想や日本遺産などの考え方と現行の文化財保護法の考え方に齟齬があるので、新たな考え方を取り入れた文化財保護法の改正を進めることが必要
- ・自治体では、文化財の保護・活用についての考え方、人員などは、報告などの形ではなく法律に明記し義務化することによって取組が可能になっていくことが多い

- ・自治体の計画と地域の要望が予算等と合わない
- ・専門的な知識を持った文化財担当職員が不可欠であるが、現在の人員配置は充分とは言えない。世代間の知識や情報の継承も含めて、計画的に人材を採用していく必要がある。

4. 歴史文化基本構想による効果

策定後まだ間もない地域では具体的な効果が表れるのもこれからである、という地域も多いが、策定による効果として、例えば以下のような声があがっている。

○ 地域一体で取り組む意識の醸成と取組の深化

- ・域内の文化財を総合的に把握することを意識することで、町の歴史に重厚感が生じた
- ・構想を公開することで、市内の文化財に対する市民の理解を深める効果があった
- ・文化財の総合把握を機に、民間団体等が新たな活動を開始するなど、文化財を生かした自主的な取り組みが行われる良いきっかけになった
- ・文化財のマスタープランとして、策定できたことは、大きな意義があった。法的な裏付けがあればより効果的であると思われる
- ・公民館単位で文化財の総合的把握を行ったことにより公民館や学校での地域学習につながるとともに、公民館同士の交流につながった

○ 地域内に所在する文化財の把握と整理、把握した文化財の指定等

- ・域内に残る多種多様な文化財を把握・整理することができた
- ・これまで未指定文化財であった文化財の国登録につながった
- ・本構想を策定したことにより、市内の文化財が網羅的に把握され、以後の調査や保存・活用に資する情報を得ることができた
- ・これまで注目されていなかった文化財の指定が促進され、保存だけでなく活用と平行した活動が芽生えている